

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	29	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （軽油引取税）		
要望 項目名	鉄軌道事業者におけるバイオディーゼル燃料の活用を促進するための所要の措置の延長		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） バイオディーゼル燃料と軽油の混和に係る手続等 ・ 特例措置の内容 免税軽油を使用する鉄軌道事業者（ ）において、鉄軌道車両への給油時に、軽油とバイオディーゼル燃料を混和する場合の手続について、事前の承認を不要とする等の特例措置を3年間延長する。 鉄軌道事業者のうち特定貨物輸送事業者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第1項の規定に基づき、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者」として、国土交通大臣に指定された者）及び特定旅客輸送事業者（同法第129条第1項の規定に基づき、「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者」として、国土交通大臣に指定された者）に限る。		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7 第9項 地方税法附則第12条の2の8 第1項及び第2項		
減収 見込額	[初年度] — (▲ 1) [平年度] — (▲ 1) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化が懸念されるなど、気候変動対策の推進は我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっており、鉄軌道部門においても、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入など、電力の脱炭素化に向けた取組が進められる中で、非電化区間の脱炭素化に向け、鉄軌道車両におけるバイオディーゼル燃料の導入を可能とする。 (2) 施策の必要性 バイオディーゼル燃料と軽油を混和する場合、地方税法上、事前の承認申請手続が必要となる。バイオディーゼル燃料の導入過程では、車両運用上、バイオディーゼル燃料が貯蔵されている車両基地以外でも日常的に軽油を給油することがあるため、毎月相当数の申請が見込まれる。また、人身事故等の非常時においては、事故等の発生を予見することは不可能であり、事前に製造承認を申請することが困難である。 さらに、バイオディーゼル燃料と軽油の混和物は、一般的には性状分析を実施することとなるところ、現行の性状分析の手法は混和物を専門の機関へ輸送して分析を行う必要があるが、混和の都度の性状分析は、鉄軌道事業者の日常のオペレーション上、困難である。 そのため、バイオディーゼル燃料の普及促進に当たっては、混和時における地方税法上の承認手続の緩和が引き続き必要となる。		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【令和5年3月17日閣議決定】 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針（抜粋） 第二 非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項 二 貨物輸送事業者が講ずべき措置 貨物輸送事業者は次の各項目の実施を通じ、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上を図るものとする。 <u>水素その他の非化石燃料を使用すること。</u> 四 旅客輸送事業者が講ずべき措置 旅客輸送事業者は次の各項目の実施を通じ、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上を図るものとする。 <u>水素その他の非化石燃料を使用すること。</u> 第四 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項 五 技術開発に対する支援 <u>国は特定事項に即して行われるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に資する技術の開発を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。</u> 七 研究開発の推進等 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を進める上で、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進に資する科学技術の振興を図ることは、大きな意義を有するものであることを踏まえ、<u>国は、研究開発の推進及びその成果の普及等に努めるものとする。</u>
	政策の達成目標	「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針」に基づき、貨物輸送事業者及び旅客輸送事業者に対して、バイオディーゼル燃料の導入を促進し、非化石エネルギーの割合を向上させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針」に基づき、貨物輸送事業者及び旅客輸送事業者に対して、バイオディーゼル燃料の導入を促進し、非化石エネルギーの割合を向上させる。
	政策目標の達成状況	鉄道におけるエネルギー使用に係る原単位の改善率（2013年度基準） 令和2年：94.7% 令和3年：92.8% 令和4年：92.5% 令和5年：88.1% 令和6年：86.8%
有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度以降：1事業者

	相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	バイオディーゼル燃料と軽油の混和時における地方税法上の手続方法の見直しがなされることにより、特定貨物輸送事業者及び特定旅客輸送事業者がバイオディーゼル燃料導入時における日常的な手続が簡素化される。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	特定貨物輸送事業者及び特定旅客輸送事業者が上記基本方針に基づき、気動車の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に変更するに当たり、車両運用上、地方税法上の手続が大きな負担となる。前回要望した緩和措置により、引き続き、日常的な手続の負担軽減が図れ、旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者へのバイオディーゼル燃料の普及に寄与することから、本特例措置を延長することが妥当である。

これまでの 税負担軽減措置等 の適用実績と効果に 関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	令和7年度実績 1百万円（1事業者）
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	これまで JR 西日本の岡山エリアにおいて、バイオディーゼル燃料による営業運転を令和7年11月から開始し、令和7年11月～令和8年3月までの間に75回の混和が発生しているところ、鉄軌道事業者を支援することにより、バイオディーゼル燃料の普及・促進が図られている。
	前回要望時の 達成目標	「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針」に基づき、旅客輸送事業者に対して、バイオディーゼル燃料の導入を促進し、非化石エネルギーの割合を向上させる。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	これまで JR 西日本の岡山エリアにおいて、バイオディーゼル燃料による営業運転を令和7年11月から開始し、令和7年11月～令和8年3月までの間に75回の混和が発生しているところ、鉄道事業者を支援することにより、バイオディーゼル燃料の普及・促進が図られている。
これまでの要望経緯		令和7年度：創設